

議案第76号

鯖江市内の幼稚園での事故に係る損害賠償額の決定および和解について

鯖江市内の幼稚園での事故について損害賠償額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|--|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 平成25年3月6日 午前10時30分 |
| 3 事故の概要 | 鯖江市内の幼稚園園庭にて園児（当時4歳）がスケーターに乗っていたところ、園庭にあった溝にはまり転倒し、その際に溝とスケーターの間に左中指が挟まり、左中指末節骨開放骨折を受傷した事故 |
| 4 損害賠償額 | 2,401,929円 |
| 5 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を前記のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

提案理由

本事故について損害賠償額を決定し和解したいので、この案を提出する。